

「週休2日交替制モデル工事」試行要領

令和4年3月24日
県土整備部技術企画課

（趣旨）

第1 この要領は、建設現場における「週休2日」の確保に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために試行する「週休2日交替制モデル工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。

（用語）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「週休2日交替制」とは、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保する取組をいう。
- (2) 「技術者」とは施工管理を行う者を、「技能労働者」とは建設現場の直接的な作業を行う技能を有する者をいい、施工体制台帳に記載がある元請負人及び下請負人の全ての労働者を対象とする。
- (3) 「4週8休以上」とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。

- (4) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

（試行の対象）

第3 週休2日交替制モデル工事の試行対象は、県土整備部が発注する工事で「週休2日工事」試行要領（平成28年6月8日県土整備部技術企画課定め。以下「週休2日工事」試行要領という。）に定める発注者指定型としての発注が困難な工事（港湾工事及び営繕工事は除く。）とする。ただし、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の工事は対象外とすることができる。

- 2 週休2日交替制モデル工事は、入札公告（指名通知）及び特記仕様書において、週休2日交替制モデル工事の試行対象である旨を記載するものとする。

入札公告（指名通知）例

- | |
|--|
| 5 その他の事項
本工事は、週休2日交替制モデル工事の試行対象工事である。 |
|--|

特記仕様書記載例（第1章第〇条に記載するものとする。）

- | |
|---|
| 第〇条 休日の確保
本工事は、週休2日交替制モデル工事の試行対象工事である。
試行に当たっては、「『週休2日交替制モデル工事』試行要領」に基づき行う。
試行要領は、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・ |
|---|

建築・土木>技術基準>「週休2日交替制モデル工事」の試行について
から入手できる。

3 「週休2日交替制モデル工事」として発注した工事において、受注者から「週休2日工事（受注者希望型）」として実施したい旨の希望があり、工事着手前に発注者との協議が整ったときは、同要領に定める受注者希望型の対象とすることができる。

（実施手続）

第4 受注者は工事着手前に週休2日交替制モデル工事の実施について発注者に協議するほか、次項から第5項までの規定を適用する。

週休2日交替制モデル工事の実施を希望しない場合、受注者はその理由を明らかにし、発注者に通知するものとする。

なお、週休2日交替制モデル工事の実施を希望しない場合は、次項から第5項までの規定は適用しない。

- 2 受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は、工事履行報告書に当該月の技術者及び技能労働者の休日の確保状況が分かる書類（休日及び出勤状況が分かる既存の資料）を添付して、発注者に提出するものとする。
- 4 受注者は、工事看板等により週休2日交替制モデル工事に取り組む旨を明示するものとする。
- 5 受注者は、週休2日交替制モデル工事の試行の完了後に、休日率が確認できる書類（休日及び出勤状況が分かる既存の資料）を、発注者に提出するものとする。

（労務費・現場管理費の補正）

第5 当初契約時は労務費及び現場管理費の補正は行わずに契約し、週休2日交替制モデル工事の試行後、休日率に応じて、下表の補正係数を乗じて変更契約するものとする。

なお、休日率が21.4%未満となった場合や週休2日交替制モデル工事に取り組まない場合は、補正は行わない。

労務費・現場管理費の補正

休日率	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25%以上28.5%未満)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4%以上25%未満)
労務費	1.05	1.03	1.01
現場管理費	1.03	1.02	1.01

（実施証明書の発行）

第6 週休2日交替制モデル工事を実施した工事には、達成状況に応じて発注者から受注者に週休2日交替制モデル工事実施証明書（別記様式1）を発行する。

- 2 週休2日交替制モデル工事実施証明書の発行は、工事成績評定通知時に行う。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日以降に予算執行伺を行う

工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。